

電気自動車急速充電器の設置

平成 24 年 11 月 7 日から市役所で電気自動車の急速充電器が利用できます。

本市が進めるエコのまちづくりの一環として、電気自動車急速充電器1台を庁舎南側ゆずりあい駐車場内に設置します。

市内外を問わず、一年中無料で、どなたでもご利用いただけます。

■特 徴

県、政令市を除く県内の自治体としては初めての設置となります。

■利用概要

- 利用開始日時 平成 24 年 11 月 7 日(水)午前 10 時から
- 設置場所 ゆずりあい駐車場内
- 利用時間 午前8時から午後 10 時まで(年中無休)
- 利用料金 無料
- 利用対象者 電気自動車を使用している方
- 利用方法 本庁舎地下1階守衛室で利用を申込む
- 仕様
 - ・CHAdeMO(チャデモ)の規格に準拠しており、すべての国産電気自動車に対応しています。
 - ・30分で充電量の80%程度まで充電することができます。

■充電器設置状況(一般開放分)

平成 24 年 8 月 20 現在

	急速充電器	普通充電器	計
県内	55台	255台	310台
市内	4台	15台	19台

・市内の急速充電器は、東部総合庁舎に1台の他、自動車販売店に3台設置されており、本充電器の設置により5台目となります。

※この急速充電器は、日産自動車(株)から寄贈されるものです。